

第3章 受入れ準備段階における留意点について

第1節 プログラムの企画立案



6 安全なプログラムを企画立案するためには、どのような点に留意すべきでしょうか。



1 目的の明確化

宿泊体験活動を成功させるポイントは、企画の目的を明確にすることです。

体験することの理由は何なのか、何を成果として欲しいのか、しっかりとした基本コンセプトが決まっていることが大切です。そして、目的が明確でないプログラムは、子ども及び指導者側双方の注意力を散漫にし、事故を引き起こしやすくなるともいえます。

2 プランニング・シート（実施企画書）の作成

プログラムをスムーズに進めていくために必要な「運営関係者の動き方」を時系列で明確に記述した進行表＝「プランニング・シート（実施企画書）」を作成しましょう。

プランニング・シートは、プログラムを時間の流れに沿って、実施内容及び学校・子ども側の動きを踏まえて、安全対策、注意事項等を記載しながら、詳細な受入れ側の行動プランを作成するものです。

プランニング・シートの作成においては、必ず、リスクの洗い出し（第2章第2節）及び実地踏査（第3章第3節）を含めたシミュレーション（模擬訓練）を行い、時間配分に無理がないか、危険箇所はチェックできているか、指導の隙間は生じないか（子どもを見失う危険はないか）など現場での不具合を洗い出し、修正していきます。余裕のないスケジュールは交通事故等を招きますので、時間には必ず十分な余裕を持たせ、フィードバック作業を繰り返し行い、改善していきます。

また、フィードバック作業に当たっては、実施後にヒヤリ・ハットシートを作成することも有効です。

ここでは、プランニング・シートの作成に日々反映されるべきヒヤリ・ハットシート（事故寸前回避事例報告書）のポイントを掲載します。

【ヒヤリ・ハットシートのチェックポイント】

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ○作成者氏名 | ○発生日時（月日、時間、天候、気温など） |
| ○ヒヤリ、ハットした出来事を具体的に | |
| ・誰が（何が） | ・どこで（どのような環境で） |
| ・何をしていた（具体的に） | ・どんな状況になったか |
| ・考えられる原因は何か | |
| ○今回、事故には至らなかった理由は | ・考えられる理由をあげて |
| ○もし事故になっていた場合、適切に対応できていたか、問題点はないか | |

- 今回の状況は、以前にも起こったことがあるか
 - ・初めてなのか、経験済みなのか ・常に起こりえることなのか
- もし実際に事故になった場合、考えられる処置
 - ・応急手当で済むのか、医療機関での処置か
 - ・重症であるのか、死亡事故も推定できるか
- 同じような事故を防ぐための対策は
- その対策をいつどうやって共有するか
- 安全管理マニュアルに反映したか

3 無理のないプログラムであること

プログラムが子どもの体力や興味に合っているか、再確認してください。

長時間のプログラムであれば、適度な休憩時間をとるなどして、気持ちの入れ替えをさせるようにしましょう。疲れがピークにくる終盤は特に注意してください。プログラムは、一番体力のない子どもにあわせた時間配分で作成してください。

4 中止の基準と雨天時プログラム

事前にしっかりとした中止のガイドラインを決めておきましょう。具体的な基準が設けてあれば、躊躇なく中止を決定することができます。「せっかく参加してくれたのだから…」, 「ほんの少しくらいなら多分大丈夫だろう…」という甘い考え方は捨てましょう。ケガや事故は、こんなときにこそ起こるものです。

また、雨天時の代替プログラムを用意しましょう。代替プログラムは、安全管理が不十分になりやすいので特に注意してください。

5 車両の手配で注意すべきこと

料金だけで判断せずに、万が一のときの事故補償内容も確認してください。

必要なポイントをチェックし、バス会社とは事前打ち合わせを行い、最も安全性が高いと思われる業者にしましょう。

【車両手配時のチェックポイント】

- ・ 正規の自動車運送業者ですか

「緑ナンバー」であること。白ナンバーでの貸切バス行為は道路運送法違反です。他と比べて料金が驚くほど安い場合は注意が必要です。
- ・ 契約は十分に納得してから

定員数や日時、集合場所、休憩場所、乗務員の食事や宿泊、有料道路料金や駐車料金の負担等、綿密に打ち合わせをすることが大事です。
- ・ 余裕のあるプランで

曜日、時間帯、事故渋滞や工事渋滞などで大幅に時間が狂うことを考慮してタイトなスケジュールを組まず、余裕のあるスケジュールにしましょう。

また、トイレ休憩の時にストレッチを行い気分をリフレッシュさせましょう。
- ・ 緊急対応は万全か

万が一の事故、故障等が発生した場合、速やかに対応できる体制があるのかを確認しておきましょう。
- ・ 保険内容の確認

保険契約の内容を確認しておく必要があります。

[目次に戻る](#)



7 学校に対して事前に説明及び確認すべき事項について教えてください。



1 学校に説明しておくべき事項

学校に対する説明内容は、次の事項を参考にしてまとめてください。

【学校に対する説明事項の参考例】

・目的・狙い及び活動内容

プログラムの目的に理解が得られるように活動内容を伝えます。

体験活動の内容は、子どもの健康状態（例えば、アレルギー、心臓が弱い等）により、予定されている農林漁業等の体験活動が可能かどうかを判断する上でも重要ですから、その点の意図も伝えた上で詳細に説明しましょう。

また、全体を通じて、説明の行き違い、先生の役割の認識の違い、協議会との認識や連絡の行き違いがないように留意してください。

・交通機関や所要時間

移動交通手段や時間を説明します。

・宿泊施設など

施設の種類、部屋や風呂場の広さ、収容可能人数等詳しく情報を伝えます。映像を使うとより理解が得られます。

・スケジュール詳細（雨天プログラムも）

日程やプログラムスケジュール、雨天時の代替プログラムも説明します。

また、安全を最優先するため、時間がおしてその後のプログラムに支障があるときでも、車の移動などは急がずに行うこと、時間との関係で中止もあり得ることを予め伝えておきます。

・持ち物や準備するもの

開催する季節に対応した服装や持ち物（健康保険証、薬を含む）などを伝えます。体験活動で使用する道具も説明します。受入れ側で準備するもの、学校側で準備するものを分けて説明します。

・リスク告知と安全対策

不慮の災害、転倒や切り傷などのケガが起こる可能性もあることを伝えておきます（リスク告知）。活動中及び宿泊先での安全対応方法、保険補償内容を伝えます。

・緊急時連絡網のすり合わせ

緊急時の連絡が錯綜しないように、学校側の緊急時連絡網と受入れ側の緊急時連絡網を予めすり合わせておきます。

・指導体制について

指導者の人数、一人で何人の子どもを担当するのか、指導者の監視体制を伝えます。

・当日の子どもの健康

健康チェックシート提出後に生じた健康状況の悪化、例えば当日熱を出しているなどの情報は必ず判明次第報告するよう、予めお願いしておいてください。

2 学校に確認しておくべき事項

宿泊体験活動においては、健康状況の把握が重要です。必ず学校から健康チェックシートを提出してもらってください。確認する事項は、次の事項を参考にし、1～2枚にまとめてみてください。なお、回答は個人の情報になりますから、その取り扱いには厳重に注意してください。

【参加する子どもの情報の事前収集例】

○氏名（ふりがな）	○生年月日、年齢（学年）	○血液型	○性別
○連絡先（住所・電話番号・FAX番号・携帯電話番号）			
○身長・体重	○平常体温	○日常起床時間・就寝時間	○乗り物酔いの有無
○最近一年間の身体状況（かかった病気など）			
心臓病 胃腸病 下痢気味 肝臓病 高血圧 中耳炎 結膜炎 アトピー性皮膚炎 湿疹			
小児喘息 感冒 貧血症 捻挫（部位は ） 骨折（部位は ） 痙攣発作 食物アレルギー			
薬品アレルギー 副作用をおこす薬 ペットアレルギー			
○アレルギーの有無、ある場合は下記の（※1）【アレルギーチェックポイント】を参照			
○持病の有無、ある場合は詳細			
○持参の薬（薬名・服用方法・発熱体温）			
○生活面・健康面で心配なこと			
○協議会に伝えておきたいこと、心配なこと（学校として・親として）			
○本人の趣味・特技など			

※1 【アレルギーチェックのポイント】

事前に次の事項を確認し、①事前の予防に最大限努め、②万が一のときの適切な対応を考えます。 <u>チェックだけではなく、具体的に記述する欄を設けてください。</u>	
☐	アレルギーの原因（例：食物、ハチ毒、ダニ、ハウスダスト、ペットのフケ・毛、花粉、カビ、ラテックス＝天然ゴム液、金属、薬物、そのほか） 具体的に（アレルギーで食べられない食物名等） _____
☐	アレルギーの具体的な症状（どうなるか？） ・ 最近起きたアレルギー症状のこと ・ 運動したときに発症するか（運動との関係の有無） ・ アナフィラキシーショックの経験の有無、原因 ・ 過去にハチに刺されたことの有無、エピネフリン自己注射器携行の有無
☐	治療薬の種類
☐	治療薬の携帯の有無、携帯している治療薬の種類
☐	主治医・かかりつけ病院の連絡先、緊急時の連絡先
☐	対応の手順 ☐ 医師の指示書があるときはその写し
☐	そのほか、要望事項全般

（参考「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」[小・中学校編](#)）財団法人日本学校保健会）

[目次に戻る](#)



8 実地踏査及び施設の点検のポイントを教えてください。



1 実地踏査のポイント

実地踏査にあたっては、特に、次の事項に留意してください。

- ①実地踏査は必ず行うこと
- ②危険箇所の把握
- ③地域特有の自然現象の把握
- ④周辺の下見

【実地踏査に関する一例】

- ・開催時間と同時刻に行いましょう。
- ・開催日の前日に実施するのがベストです。
- ・指導者及び関係者全員で行います。
- ・参加できない関係者がいるときは写真やビデオを撮り説明しましょう。実地踏査の情報は必ず全員で共有してください。
- ・雨天開催のプログラムであれば、雨天時にも実施してください。
- ・危険箇所を地元の役場や専門家に確認してください。
- ・子どもの身長を考えて、問題ないのかをチェックします。
- ・携帯電話の電波チェックをしておきましょう。（キャリア毎の通話可能エリアも確認）
- ・季節の見所を確認しておきます。
- ・休日診療、夜間診療、救急車
体験活動フィールドから、医療機関までの距離と到達時間を確認しておきましょう。
休日診療や夜間診療施設、救急車要請の進入経路も説明できるようにしておくことが必要です。

2 利用施設のチェックポイント

グラウンドや公園などの屋外施設、体育館やホールなどの室内施設、あるいは雨天プログラム用のプレイルーム、宿泊施設（農林漁家民宿は後述）など、各種の構造物の安全面や、備品の大きさや高さ等を子どもの視線に立って点検しましょう。不備や不具合があれば、施設責任者に対処してもらいます。また、施設の周辺に危険箇所がないかも点検してください。

【利用施設のチェックポイント】

- ・AEDの設置場所
- ・ガラス窓や扉の破損確認

- ・ 避雷針の有無
- ・ 危険個所や立ち入り禁止区域の表示確認
- ・ 有害植物の有無（ウルシ、マダニ、ハゼなど）
- ・ 有害生物の駆除
- ・ 配電盤の位置や取り扱い方法
- ・ 放送設備（非常放送設備も含みます）
- ・ トイレの種類（和洋式）、数や場所
- ・ 階段の手すりや、部屋の窓枠の落下防止対策
- ・ 門や扉の開閉及び施錠の状態
- ・ 老朽化部分の確認（外壁の割れによる落下、床の木片など）
- ・ 側溝やマンホールの確認、その他 施設の周辺に危険箇所はないか
- ・ 水道施設
- ・ 避難経路や非常時誘導灯の点灯、避難場所の確認
- ・ 火災報知機や消火器
- ・ 部屋の清潔度と居住性（清掃、ベッド、シーツ類）
- ・ 手洗い液や消毒液
- ・ 食事施設の献立内容と利用方法
- ・ 入浴施設の内容と利用方法
- ・ 夜間照明の有無
- ・ 夜間当直室など施設担当者への連絡方法
- ・ 農作業の道具、装備の点検

3 農林漁家民宿のチェックポイント

ホテル、旅館等と異なり、農林漁家民宿での宿泊の場合、協議会で適切な指導をすることが必要です。

たとえば、そばアレルギーの子にそば殻の枕を使用することはできないこと、また、ペット臭・動物アレルギーもありますので、室内の掃除及び換気は日々丁寧に行う必要があること（空気清浄機の利用も推奨します。）、ケガをしやすい物は予め移動し、割れ物などは予め処分しておくことなど、協議会が農林漁家と一緒に点検すると良いでしょう。

【農林漁家民宿のチェックポイント】

- ・ 風呂場・廊下・玄関は、すべりやすくないか。
- ・ 階段に手すりは必要ないか。
- ・ 使用するお部屋の清掃・押入れの清掃はできているか。ハウスダスト対策は？
- ・ 寝具の乾燥、シーツ・枕カバーの洗濯
- ・ 風呂、トイレ、洗面所、廊下などの共用箇所の清掃、ごみ箱、トイレットペーパー、石鹸の補充
- ・ お部屋の網戸の清掃、カーテンの洗濯、タバコ臭の除去
- ・ 室内、庭及び花壇など子どもの行動を予測した視点で危険個所を探し、危険個所は除去

する。そのほか、危険物の除去・管理。

- ・ ペットの管理（子どものアレルギーや衛生管理の視点で対処する）
- ・ 手洗い、手指の消毒
- ・ 食品の管理，調理の際の温度管理
- ・ 肉類・魚類等の生ものと野菜類のまな板・包丁の交換（同じ物を使用する場合は消毒を必ず行う）
- ・ 食卓，布巾類の衛生管理
- ・ 停電時の対策
- ・ 災害時の避難経路，避難先の確認
- ・ 消火器の設置（目に付くところにあるか，使用期限に問題はないか）
- ・ マッチ・ライターの管理
- ・ ヌード・水着等が載っている週刊誌等は子どもの目に入らないようにしてください。
- ・ 財布・貴重品は子どもの目に入らないようにして保管してください。
- ・ 他校の子どもの写真は見せないでください。
- ・ 防犯対策

4 事故・トラブルのケース

ここでは、実地踏査に関する2つの裁判例を紹介します。

(1)「地域特有の自然現象の把握」

【事案】

市が設置する高等学校の生徒2名が、修学旅行中に海で死亡した事故（リーフカレントが発生しやすい危険な海で遊んでいたところリーフカレントによって沖に流された可能性が高いと認定されている。）につき、生徒らの両親が引率教諭らには過失があったとして、市を提訴した事件につき、引率教諭らの過失が認められ、市の国家賠償責任が認められた事件（ただし、過失相殺により、市の賠償額は4割減としました。）（横浜地裁平成23年5月13日）（判例時報2120号65頁）

【判旨】

引率教諭らには、本件行程において海に入ることが予定されていた浜辺及びその周辺に関し、役場、海上保安部等の関係官公署に問い合わせるなどして、危険箇所の有無及び海に入る場合の注意点等の情報を収集した上、これを基に十分な実地踏査を行う義務があったというべきである。

この調査を行えば、本件浜の一角に、地形的にリーフカレントが発生しやすい危険な場所である本件事故現場が存在することを把握することができたのであって、両教諭には、危険な場所が存在することを生徒に対し適切に注意喚起すべき義務があったと解すべきである。

【ポイント】

実地踏査をしなかったため、地域特有の自然現象（ここでは当該海のリーフカレントの危険性）の把握ができていなかったケースです。

実地踏査は、単に場所を見ることではありません。実地踏査は、主として活動場所の危険性について把握をするために行うものであり、地元の業者、役場、専門家等から危険箇所の情報を得るなどして、活動場所の危険性の有無及び内容を正しく把握することが重要です。

※リーフカレントとは離岸流の一種で、サンゴ礁海域という特徴的な海域で発生する流れを意味します。

(2)「周辺の下見」

【事案】

県立自然公園で実施された小学校4年生の遠足において、同公園内で昼食を食べた後に付近を走り回って遊んでいた女兒（当時、9歳）が高さ約3.5ないし4メートルの崖から転落して外傷性くも膜下出血の傷害を負い、その25日後に死亡した事故につき、教諭の過失が認められ、学校の設置管理者である市の国家賠償責任、更に公園の設置管理者である県の国家賠償責任が認められた事案（ただし、過失相殺により、市の賠償額は5割減、県の賠償額は2割減としました。）（浦和地裁平3.10.25判決）（判例タイムズ780号236頁）

【判旨】

昼食をとり終えた児童が集合時間まで遊ぶこと、とりわけ同所が芝生広場であれば児童が走るなどして行動範囲を広げ、児童が走った勢いで斜面の下方まで行ってしまうことは容易に予測することができる。

このような地形の状況を踏まえて考えれば、児童を遠足に引率する教諭としては、斜面の下方がどのようなになっているかを見分しておくべきであり、またこの部分を見分しておけば、本件崖の存在を容易に現認することができたことは明らかである。

そしてこれを現認していれば、児童に対し、単に走ることが危険であることを注意するにとどまらず、本件崖に近づかないように指示するなど、これに対処する方法を講ずることができたものと考えられる。

しかるに、教諭は、本件斜面の下方部分を十分に下見しなかったため、本件崖の存在に気が付かなかったのであるから、同教諭には下見に関し過失があったと言わざるを得ない。

【ポイント】

「子どもの指導における基本的な留意点」（第4章第1節）で述べましたとおり、「子どもは大人の予測しない行動を取る。だから、大人は子どもが予測しない行動を取ることを前提に安全管理を実践しなければなりません」。

実地踏査の際にも、このことを念頭において、活動場所そのものだけでなく、その周辺の危険箇所をも把握した上で、監視体制を整え、子どもに対する指導を行ってください。

[目次に戻る](#)

第3章 第4節 体験活動場所の点検

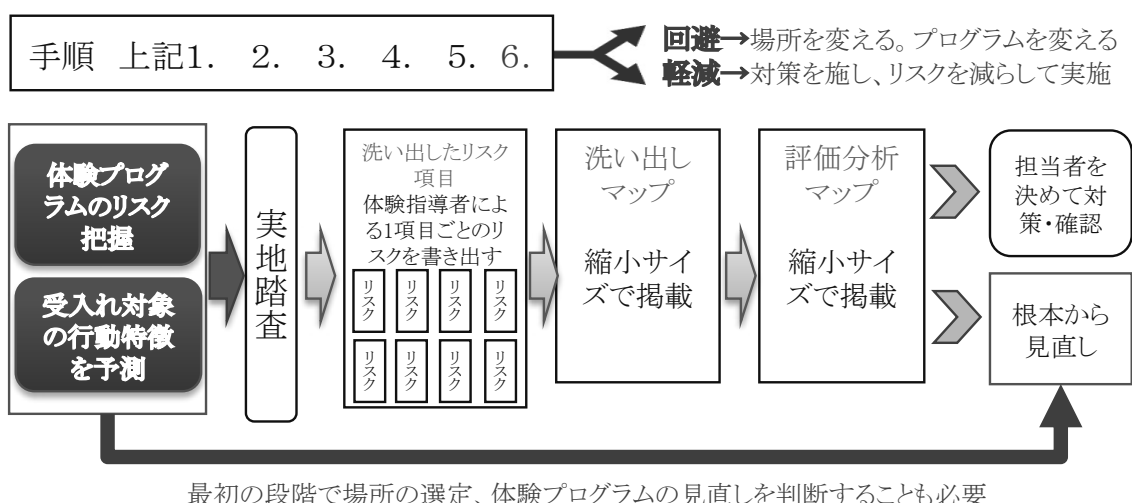


9 体験活動場所の点検について教えてください。

A

体験活動場所の点検は、体験プログラムの内容、参加者の年齢・性別、体験時期、天候条件、体験指導者の安全管理の意識・スキル、体験指導者の人数、体験時間などに応じて、子どもの行動特徴を理解したうえで行ってください。

1. 体験活動を提供する場所を関係者で実地踏査する。(受入れる年齢・性別を踏まえ、行動を予測し、点検を実施。その上で使用場所、体験プログラム選定の判断から見直すことが必要)
2. その場所のリスクの洗い出しをして、危険予測をする。※第2章2節、3節の危険要因の洗い出し、評価、分析と予防策を参考にする。
3. 危険予測の危険要因を整理する。
4. 危険要因の洗い出し段階で、体験プログラムの内容、参加者の年齢・性別、体験時期、天候条件、体験指導者の安全管理の意識・スキル、体験指導者の人数、体験時間などを考慮して整理する。
5. 洗い出し整理したリスクを、「リスク要因の洗い出し・評価マップ」を基に評価する。
→分析→対策
6. 対策は、リスクの（人命への衝撃度）を予測し回避、軽減から選択する。
 - ①体験プログラムを見直す。
 - ②場所選定から見直す。
 - ③リスクを把握した上で、具体的な安全対策を施し、確認して実施する。



体験活動の点検 「農業体験 田植え事例」

リスクの想定と实地踏査による予測	实地踏査での確認項目例	安全対策確認方法
体験指導者のスキル	講習会参加の確認	受け入れ前の模擬訓練への参加で目的や作業内容を理解させる
体験指導者の体制	人員、役割、担当、健康状態	事前勉強会を開き必要な人員の確保 役割り分担取り決め 健康状態確認
体験時間	スケジュール、休憩や移動などの時間配分	余裕のあるプログラム内容 受け入れ人員を想定した時間配分を再検討
体験場所	地形による危険予測、側溝、	場所変更 地盤強化 危険箇所の保全
体験場所への経路	棚田、石垣、土砂崩れ 道路、交通安全、素足での移動 獣害、爬虫類、蜂、クモ、マダニなど	移動経路を歩いて状況確認 用水路 側溝などの深さや流れも確認
体験場所の周辺		周辺を歩いて確認危険因子を駆除 当日朝にも現場で点検する
天候急変、落雷時の避難場所	天気予報、避難場所までの経路	雷・雲ライブなどで詳細な天気予報を確認 落雷時の避難場所としての広さ・距離 安全性確認 代替プログラムの準備
熱中症の懸念	熱中症のメカニズムや種類、過去事例を知り、体験場所のリスクを再検討	体験場所側での休憩所の設置 給水時間のタイミング、広さ 安全性を確保 保健師の配置 麦藁帽子 タオル 給水機の設置 経口補水液 詳しくは厚労省の熱中症ガイドラインで確認(下段アドレス※1)
健康管理	参加者の健康情報、体験指導者は健康状態確認	参加者の持病の確認 アレルギー対策 エピペンの用意 救命講習の受講(※2.)
見張り	安全管理者の立ち位置・配置場所	見張り一人に5人(最大7名)の体制を整える 田んぼで目立つユニフォームの調達
当日手伝い者の安全管理意識	当日の役割と責任、集合時間厳守	手伝い者を集めて役割を明確にした簡易マニュアルを準備
体験に使う道具や苗の点検	数量、手入れ状態、紛失疑惑(受け入れ側の勘違いや思い込みなど)	手植え用の目盛りつきワイヤー 苗の数量確認 分配ルールを決めておく 一目でわかるように整理整頓をしておく
体験に使う機械類の点検	危険回避のための対策	田植え機の周辺には近づけないように安全ロープを張る 手植えは安全を確保した別の場所でさせる
手足洗う場所	距離、数量、タオル類	事前準備の呼びかけでタオルを持参させる 場所の確保と周辺の安全確認
休憩前後の点呼	点呼担当者、役割分担	集合・解散時には必ず点呼をする
トイレ	男女別の確保、トイレトーパー確認	年齢や性別による生理現象の把握 女性スタッフによる相談要員の確保 ・清掃確認

※1.参考:厚生労働省の熱中症ガイドライン:<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf>

※2.応急処置方法については、消防署や日本赤十字社の救命講習を受講

救命講習の予習・復習できる日本赤十字社サイト:<http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/>

体験活動の点検 「川遊び体験プログラムの事例イメージ」

リスクの想定と実地踏査による予測	実地踏査での確認項目例	安全対策、確認方法
ダムの放水、汚染物質、流木	上流域の状態	事前に上流域1km程度を遡り歩いて確認 川の状態を国土交通省河川事務所に確認
感電	獣害対策の電柵	電源の取り方 配線 スイッチの確認
低体温	水温の確認	前日に水温計で確認
おぼれる	水深確認、増水、水流	実際に10分ほど川に浸かる 低体温は子どもの唇の色を見る こまめに体験時間を切り体調を確認
ケガ ねんざ	川底の状態、川への経路、足元確認、岩場、川ゴケ	身長の把握(受入児童の視線(80cm～120cm程度で再確認))
へび 蜂 害虫 昆虫 植物などによる事故	岸辺、周辺探索	体験させる経路を通り川の中まで入って確認する 川の中から見て全体を見渡せる位置を決め安全管理者の立ち位置を確認する
汚染水による中毒、感染	水質検査	岩の配置 揺らぎ確認 川石の滑り 石は濡らした状態でも確認する
天候急変 落雷 ゲリラ豪雨 上流の放流	天気予報	地域別天気情報で確認(天候、気温、潮位など) 中止後の避難経路、代替プログラムの確保
熱中症	気温 日影 休憩所	岩や石の温度を確認する テントなどを張り日除けができる休憩場所の確保 厚労省熱中症ガイドラインで確認(田植え体験ページ参照) 川から上がって体温調節をする場所を確保しておく
持病による体調不良 心臓まひ	参加者の健康状態確認	健康情報を事前に入手する 当日準備体操をする際にさりげなく動きを観察する 川に入る際は手足から徐々に水に慣れさせていく
管理者能力を超えた事故	安全管理者の立ち位置 配置場所 人数	安全管理者1人が子ども2～3名を把握する体制が理想
トイレ	場所 男女別数 経路	田植え体験ページ参照
当日手伝い者の安全管理意識	当日の役割と責任 集合時間厳守	人命を預かっている意識を持たせる 受入前に訓練をしておく
救命浮輪ロープの長さ不足、使用方法	救命具の使い方	救命浮輪のロープの長さ もつれ 痛み具合 実際に投げてみて確認する
人工呼吸 AEDの使用方法 ファーストエイド	救命方法の実地練習	消防署や日本赤十字社の救命講習 人口呼吸の講習を受け全員で実習しておく AEDの使用講習を受講し中味を確認しておく(バッテリーの確認)
ライフジャケット着用ミスによる事故	ライフジャケットの着用と確認方法	ライフジャケットの種類特性サイズを実際に着用させ救命具を引き上げて確認
事故発生後の対応	外科、内科、救急病院の場所	携帯電波の確認 付近の民家電話番号 医療機関の場所・電話・医師の携帯など緊急連絡先の事前把握
安全管理者の遅刻、見張り要員不足	役割分担表の作成	行政・観光協会・事務局の名簿を事前に作成し事前打合せを確実にしておく

[目次に戻る](#)



10 協議会が知っておくべき保険の概要について教えてください。



1 はじめに

協議会は、宿泊体験活動における事故に備えて、保険に加入しなければなりません。協議会は、保険について、次の確認作業を行ってください。

① 保険が適用されないリスクはあるか

協議会は、宿泊体験活動における「リスクの洗い出し」を行った上で、そのリスクに対して自分たちの保険が本当に適用されるかを専門家である保険代理店等と一緒に確認してください。

② 学校側の保険の確認

学校側がどのような保険に入っているか、学校側に確認をして、学校側の保険がどのような場合に適用されるか、及び協議会の保険と学校の保険との間に隙間が生じていないかを念のため確認してください。

以下では、保険について日頃疑問に思う点を中心にして、基本的な知識をQ&A方式にしてまとめました。ただし、協議会が契約している保険は全て同じではないと思われますので、下記はあくまでも参考にとどめて、協議会で下記を参考にしつつ上記確認作業を行ってください。

2 傷害保険・賠償保険・労災保険

Q.「参加者に掛ける保険」には、どのようなものがあるのでしょうか？

A. 活動中にケガをして治療で病院へ通った場合及び骨折などをして入院をした場合、「見舞金」として使える「傷害保険」があります。これは、治療費用を支払うのではなく、何日間通院したか？何日間入院したか？によって、契約した際の保険金額を実際に入院・通院した日数分お支払いします。

Q.「受入れ側を守る保険」には、どのようなものがあるのでしょうか？

A.子どもたちが体験活動中にケガをして、その原因が受入れ側にあると判断され、父兄からその責任を問われ、法律上の損害賠償を請求された際に対応するのが「賠償責任保険」です。

Q.「従業員，スタッフ，ボランティアを守る保険」には，どのようなものがあるのでしょうか？

A.常勤スタッフであれば「労災保険」の加入が義務付けられています。アルバイト，ボランティアの人たちには「傷害保険」への加入がベストです。

(1) 傷害保険

Q.農業体験をしているときに子どもがハチに刺されてしまいました。これは傷害保険の適用になるのでしょうか？

A.傷害保険の範囲として適用になります。

Q.農業体験時に鎌で草刈りをしていたときに子どもが手にまめを作ってしまった。これは傷害保険の適用でしょうか？

A.傷害保険の適用対象になりません。傷害保険の適用範囲の中に「急激」であることと明言されています。「マメ」を作ってしまったことは，予測可能なため，この「急激」に該当しません。

Q.野外で長時間活動をしていたため「熱中症」に罹ってしまい倒れてしまいました。傷害保険として適用になるのでしょうか？

A.傷害保険では「熱中症」は対象にならないと規定されています。しかし，加入する傷害保険の中には「熱中症」に対応する傷害保険もあります。ただし，これについては，活動する目的，参加する人たちによっては加入できない場合もありますので，傷害保険の加入の際には十分気を付ける必要があります。

Q.受入れ側の施設から失火してしまい，宿泊体験中の子どもにやけどを負わせてしまいました。この場合は適用になるのでしょうか？

A.はい，傷害保険の適用になります。

Q.民泊中に子どもが急に熱を出してしまい，病院へ連れて行きました。この場合は適用になるのでしょうか？

A.熱を出した原因が何かによって変わってきます。子どもは環境が変わったりすると急に発熱してしまうケースが多いようです，また，風邪をひいたりする場合もあると思いますが，これらは「疾病」と判断されるようです。この場合は傷害保険の範囲には該当しませんので注意が必要です。

Q.地曳網の体験のとき，網の中にクラゲが入っており，そのクラゲに刺されてしまいました。この場合は適用になるのでしょうか？

A.傷害保険の適用になります。

Q.1泊2日の農家民泊中，受入れ側から出された食事によって食中毒にかかってしまいました。この場合に何か対応する保険はあるのでしょうか？

A.宿泊を伴う場合は「国内旅行傷害保険」に加入すると，宿泊先で食中毒にかかった場合は補償されます。同じように「ノロウイルス」に罹った場合も補償されます。

(2) 賠償保険

Q.体験活動中、指導者が荷物を運んでいるときに、子どもに誤ってぶつけて、大ケガをさせてしまい、治療費の請求を受けました。このような場合に適用される保険は何でしょうか？

A.受入れ側の指導者がその責任を問われ、法律上の損害賠償を受けたときに対応するのが、「施設（所有）賠償責任保険」保険です。この事故の場合に対応できます。

Q.受入れ側の施設内において、子どもが階段から落ちてしまい骨折してしまいました。その原因が滑りやすく危険な階段なのに滑り止めが無く対策を怠っていました。このような場合に適用される保険は何でしょうか？

A.受入れ側としては、常に施設の安全管理を怠ってはいけません。受入れ側に管理ミスなどとして責任が出てくる可能性があります。このような場合「施設（所有）賠償責任保険」に加入していれば対応できます。
また、「グリーン・ツーリズム総合保障制度」、「JA体験農業保険」にも同じような補償がありますので加入の際に確認してください。

Q.民泊体験活動中に受入れ側施設から出された飲食物によって参加者が食中毒になってしまい、治療費の請求を受けました。この場合は対象になるのでしょうか？

A.「グリーン・ツーリズム総合補償制度」、「JA体験農業保険」や「生産物賠償責任保険」に加入していれば、このような場合にも対応できます。

Q.民泊体験中の受入れ側施設で子どもから預かったカメラを壊してしまいました。また、施設において盗難に遭ってしまい子どもの現金が盗まれてしまいました。このような場合を補償する保険は、あるのでしょうか？

A.「グリーン・ツーリズム総合補償制度」、「JA体験農業保険」、「受託物賠償責任保険」に加入していれば、これらの事故にも対応できます。

※チェーンソー、草刈り機を使う作業の場合、通常の傷害保険、賠償保険では対応できない場合がありますので、保険加入の際には充分注意して手続きしてください。

(3) 労災保険

活動中に不幸にして、ケガや病気にかかった場合、その治療費や休業損害を補償してくれるのが労災保険です。これはスタッフを守る大切な保険の一つですので必ず加入すべきです。

労災保険は、事業所で働く労働者が業務上の事由（または通勤途上）により受けた疾病、負傷やそれによる障害、死亡等に対し、補償を行うことにより労働者やその家族を保護することを主な目的としています。

労災保険への加入には、ある一定以上の要件がありますので注意してください。

Q.どのような人達が対象でしょうか？

A.従業員、アルバイト、パート、すべての労働者が対象になります。

Q.事業主、一人親方、家族従事者は加入できますか？

A.労災保険には加入できません。しかし「特別加入制度」というものがあります。こちらを利用することによって労災保険へ加入できます。

Q.労災保険の加入は強制ですか？

A.労災保険は原則としてすべての事業所に加入が義務づけられていますが（強制適用事業）、下記の任意適用事業については事業主又は労働者の意思により加入することもできます。また、任意適用事業であっても労働者の過半数が加入を希望する場合は、加入が必要になります。

＜任意適用事業とは＞

- ・農業関係で労働者が5人未満の個人経営のうち、危険・有害な作業を行わない事業
- ・林業関係で労働者を常用せず、使用する労働者が年間延べ300人未満の個人経営事務所
- ・水産関係で災害発生が少ない特定の水面などにおいて、総トン数5トン未満の漁船により操業する労働者5人未満の個人経営事務所

Q.労災保険と同じように補償するものが他にありますか？

A.まったく同じ補償内容ではありませんが、民間（保険会社、共済）で扱っている傷害保険などがあります。

3 自動車保険

受入れ側として、車で子どもを駅まで送迎するときもあるでしょう。また、農家から現場までの移動の際にも子どもを乗せることがあるかもしれません。このような場合、安全運転で走るのはもちろんですが、万が一のときのことも考え十分な補償を考える必要があります。

Q.自動車保険へ加入する際に気を付けることはありますか？

A.車を所有していると自賠責保険へは必ず加入しています（法律で決まっています。）。

この自賠責保険は万が一の場合、対人賠償しか補償されません。また、補償金額も死亡の場合 3,000 万円、治療費用 120 万円までしか補償されません。

そうすると、子どもを車へ搭乗させた場合、万が一のときに、自賠責保険だけでは補償金額としては十分だといえませんが、皆さんもご存知かと思いますが任意保険（民間の保険会社・共済）に加入しているはずで、この際に気を付けておきたいことは、十分な補償金額、すなわち「対人賠償：無制限」、「対物賠償：無制限」という補償金額を必ず付けておくことで安心でしょう。また、人身傷害保険という特約があります。これは、過失を問われることなく支払われますので、この特約を付けておくことでさらに安心です。

Q.そのほかに気を付けることはありますか？

A.自動車保険には年齢条件というものがあります。26 歳以上補償、というように 25 歳以下の人がその車を運転した場合、任意保険で対応ができませんので、充分注意する必要があります（車種によっては年齢条件なしの場合もあり。）。

Q.自動車事故を未然に防ぐ有効な方法がありますか？

A.一般的に自動車事故を起こす年齢は 25 歳以下、75 歳以上が多いといわれます。従って、子どもを搭乗させる場合は、このような人たちの運転は避けるべきでしょう。また、受入れ側としては、運転できる年齢制限を設けながら、運転経験 5 年以上とか、そのようなルールを決めておくことも必要です。また、自動車保険の中でも説明したように万が一のことを考え、十分な補償金額を付けておくことも大切です。その際に、保険証券の写しを提出してもらい、補償金額を確認し、一定の金額以上に満たない場合はその車での運転はやめることも必要です。

なお、業者の車を手配する場合の留意点については、16 ページの第 3 章第 1 節「5 車両の手配で注意すべきこと」を参照してください。

Q.借用自動車（レンタカー）を利用する際に気を付けることはありますか？

A.レンタカーを借りる場合は、必ず保険への加入を勧められます。当然ながら保険への加入、十分な補償金額の自動車保険へ加入しましょう。また、知り合いの自動車を借りる場合については、極力やめるべきです。どうしても、借りなければならぬ場合は、必ず、運転者限定特約が付いていないこと（運転者限定特約を附帯すると保険料が安くなるが、限定者以外の者が運転中に事故を起こした場合は補償の対象外になる。）、年齢条件及び十分な補償金額を確認したうえで借用しましょう。



11 各種法令の規制緩和の概要について教えてください。



本稿では、各種法令との関係におけるいくつかの重要な規制緩和を紹介します。

1 全国における規制緩和

(1) 道路運送法との関係：

- ① ホテル、旅館、農林漁家民宿等の宿泊施設が、自ら保有する自家用自動車を用いて、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送（送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合を含む。以下同じ。）については、当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。
- ② 「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設への到着のため又は当該宿泊施設からの出発のために、当該宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所（以下「最寄駅等」という。）と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。
「これに準ずる場所」とは、宿泊者の出発地から最寄駅までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合における最寄りの特急停車駅、空港等の主要な交通結節点等をいう。
「最寄駅までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合」としては、「乗り継ぎの接続が悪く著しく時間を要する場合」等である。
「最寄駅等」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上「最寄駅等」に該当するか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。
- ③ 「送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合」とは、周遊案内を伴わない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる輸送をいう。
- ④ 「当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスの提供と輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意

味するものである。

(平成 23 年 3 月 31 日付け自動車交通局長「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」)(これに伴い、平成 15 年 3 月 28 日「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」は廃止された。)

(2) その他の法令との関係

① 旅館業法との関係：

- ・農林漁家民宿を行う場合、33 m²に満たない客室面積でも簡易宿所営業の許可を得ることが可能である。

(平成 15 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局長『『旅館業法施行規則の一部を改正する省令』の施行について』)

- ・従来、名称の如何を問わず、客観的にみて宿泊料にあたるものを徴収しない場合は旅館業法の適用対象とはならないとされてきましたが、改めて厚生労働省により次の見解が示されています。「有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合は民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。」

(平成 23 年…)

- ・なお、旅館業法の規制対象である旅館業は反復継続的な営業を前提としますが、厚生労働省より、イベント開催時の旅館業法上の取り扱いにつき、年 1 回(2～3 日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、旅館「業」に当たらないとの見解が示されています。

(平成 27 年 7 月 1 日付厚生労働省事務連絡)

② 建築基準法との関係：

住宅の一部を農林漁家民宿として利用するもののうち、客室の床面積の合計が 33 m²未満であって、各客室から直接外部に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとして扱う。

(平成 17 年 1 月 17 日付け国土交通省住宅局建築指導課長「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」)

③ 旅行業法との関係：

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。)を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

(平成 15 年 3 月 20 日付け国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について」)

④消防法との関係：

農家民宿では、地元の消防長又は消防署長が迅速かつ安全に避難・通報ができるなど一定の条件を満たしたと判断した場合には、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことが可能である。

(平成 16 年 12 月 10 日付け消防庁予防課長「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」)

⑤食品衛生法との関係：

農林漁業体験時に提供される食事が全て子どもたちの自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、従来、食品衛生法に基づく営業許可は不要として取り扱ってきたが、改めてその旨確認する。

(平成 22 年 11 月 15 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長「農林漁業体験時の収穫野菜等の調理における食品衛生法の規制緩和について」)

⑥農地法との関係：

農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置及び運営並びに民宿経営を追加した。

(農地法施行規則 2 条 4 号，平成 17 年 9 月 1 日より)

2 都道府県レベルでの弾力的な扱い

農林漁家民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

しかし、農林漁家民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど適切に対応することを厚生労働省は各都道府県等に要請しています。

農林漁業者が既存の家屋で農林漁家民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意を要請しています。

(平成 17 年 7 月 21 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」)

[目次に戻る](#)